

第80期中間決算公告

平成20年12月19日

佐賀市唐人二丁目7番20号
株式会社佐賀銀行
取締役頭取 松尾靖彦

中間貸借対照表(平成20年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	63,123	預 金	1,739,670
コ－ル口－ン	41,389	譲渡性預金	37,224
買入手形	3,000	コ－ルマネ－	414
買入金銭債権	4,254	借 用 金	21,650
特定取引資産	45,332	外 国 為 替	255
金銭の信託	497	そ の 他 負 債	6,293
有 価 証 券	515,338	未 払 法 人 税 等	111
貸 出 金	1,202,069	そ の 他 の 負 債	6,181
外 国 為 替	1,795	賞 与 引 当 金	672
そ の 他 資 産	8,554	退 職 給 付 引 当 金	11,444
有 形 固 定 資 産	27,940	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	638
無 形 固 定 資 産	4,093	睡 眠 預 金 払 戻 引 当 金	102
繰 延 税 金 資 産	15,643	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	6,499
支 払 承 諾 見 返	17,983	支 払 承 諾	17,983
貸 倒 引 当 金	24,615	負 債 の 部 合 計	1,842,848
		(純資産の部)	
		資 本 金	16,062
		資 本 剰 余 金	11,374
		資 本 準 備 金	11,374
		利 益 剰 余 金	42,722
		利 益 準 備 金	14,926
		そ の 他 利 益 剰 余 金	27,795
		別 途 積 立 金	24,800
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	126
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,869
		自 己 株 式	1,021
		株 主 資 本 合 計	69,138
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,006
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	5
		土 地 再 評 価 差 額 金	8,413
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	14,414
		純 資 産 の 部 合 計	83,552
資 産 の 部 合 計	1,926,401	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,926,401

中間損益計算書 〔 平成 20 年 4 月 1 日から
平成 20 年 9 月 30 日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	23,206
資 金 運 用 収 益	17,567
(うち貸出金利息)	(13,533)
(うち有価証券利息配当金)	(3,652)
信 託 報 酬	2
役 務 取 引 等 収 益	3,320
特 定 取 引 収 益	378
そ の 他 業 務 収 益	651
そ の 他 経 常 収 益	1,286
経 常 費 用	22,195
資 金 調 達 費 用	2,748
(うち預金利息)	(2,334)
役 務 取 引 等 費 用	1,669
そ の 他 業 務 費 用	246
営 業 経 費	11,996
そ の 他 経 常 費 用	5,533
経 常 利 益	1,011
特 別 利 益	1
特 別 損 失	38
税 引 前 中 間 純 利 益	974
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	18
法 人 税 等 調 整 額	79
中 間 純 利 益	877

【個別注記表】

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3 年～60 年
その他	2 年～20 年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第 4 号）に規定する正常先債権及び要注先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、

担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻引当金

睡眠預金払戻引当金は、利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻見積額を計上しております。

6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、当中間期末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当中間期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は9百万円(税効果額控除前)であります。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権

債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（リース取引に関する会計基準）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。なお、これによる中間貸借対照表及び中間損益計算書への影響はありません。

表示方法の変更

（中間貸借対照表関係）

「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第44号平成20年7月11日）により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から「その他負債」中の「未払法人税等」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資総額 1,062百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,451百万円、延滞債権額は31,400百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金）であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は11,314百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は47,166百万円であります。

なお、2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は17,804百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 5,089百万円

担保資産に対応する債務

預金 5,173百万円

コールマネー -百万円

上記のほか、為替決済、信託業務等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券114,866百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は1,628百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、413,323百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が407,110百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 9,638百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 22,545百万円

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 20,500百万円が含まれております。

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は2,956百万円であります。

13. 1株当たりの純資産額 488円69銭

14. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号口(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 10.34%

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸出金償却 1 百万円、貸倒引当金繰入額 3,815 百万円及び株式等償却 1,435 百万円を含んでおります。
2. 1 株当たり中間純利益金額 5 円 13 銭

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成 20 年 9 月 30 日現在)

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
社債	1,082	1,091	9

(注) 時価は、当中間期末における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成 20 年 9 月 30 日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	29,083	45,654	16,571
債券	448,413	442,711	5,701
国債	168,313	161,891	6,422
地方債	175,632	175,928	296
社債	104,466	104,891	424
その他	4,506	3,693	812
合計	482,003	492,060	10,056

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、1,051 百万円(うち、株式 955 百万円、投資信託 95 百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりであります。

- (1) 期末日の時価が取得原価の 50% 以上下落した銘柄
- (2) 期末日の時価が取得原価の 30% 以上 50% 未満下落し、かつ下記ア、イ、ウのいずれかに該当する銘柄
 - ア 時価が過去 2 年間にわたり、常に簿価の 70% 以下である場合
 - イ 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合
 - ウ 株式の発行会社が 2 期連続で損失を計上し、翌期も損失を計上すると予想される場合

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成 20 年 9 月 30 日現在）

内 容	金 額 (百万円)
満期保有目的の債券 非上場事業債	3,780
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等 子会社・子法人等株式等 関連法人等株式等	1,056 6
その他有価証券 短期社債 非上場新株予約権付社債 非上場株式 非上場外国株式 企業再生ファンド出資金	14,997 840 1,492 6 15

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成 20 年 9 月 30 日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成 20 年 9 月 30 日現在）

該当ありません。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

	金額（百万円）
繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	9,127
退職給付引当金損金算入限度額超過額	4,612
減価償却超過額	1,420
有価証券償却損金算入限度額超過額	1,014
税務上の繰越欠損金	7,582
その他	1,365
繰延税金資産小計	25,122
評価性引当額	5,341
繰延税金資産合計	19,780
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	4,050
固定資産圧縮積立額	87
繰延税金負債合計	4,137
繰延税金資産の純額	15,643

信託財産残高表
(平成20年9月30日現在)

(単位:百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
有 形 固 定 資 産	435	金 銭 信 託	7
無 形 固 定 資 産	316	包 括 信 託	826
現 金 預 け 金	82		
合 計	833	合 計	833

- (注)1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2.共同信託他社管理財産 - 百万円
3.元本補てん契約のある信託は、平成20年9月30日現在取扱っておりません。

中間連結貸借対照表（平成20年9月30日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	63,123	預 金	1,734,066
コールローン及び買入手形	44,389	譲 渡 性 預 金	37,224
買入金銭債権	4,254	コ ー ル マ ネ ー	414
特定取引資産	45,332	借 用 金	21,650
金 銭 の 信 託	497	外 国 為 替	255
有 価 証 券	515,936	そ の 他 負 債	9,590
貸 出 金	1,202,069	賞 与 引 当 金	708
外 国 為 替	1,795	退 職 給 付 引 当 金	11,545
そ の 他 資 産	10,137	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	648
有 形 固 定 資 産	28,024	睡 眠 預 金 払 戻 引 当 金	102
無 形 固 定 資 産	4,151	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	6,499
繰 延 税 金 資 産	16,786	支 払 承 諾	17,983
支 払 承 諾 見 返	17,983	負 債 の 部 合 計	1,840,689
貸 倒 引 当 金	27,267	(純資産の部)	
		資 本 金	16,062
		資 本 剰 余 金	11,375
		利 益 剰 余 金	43,428
		自 己 株 式	1,027
		株 主 資 本 合 計	69,838
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,008
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	5
		土 地 再 評 価 差 額 金	8,413
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	14,416
		少 数 株 主 持 分	2,272
		純 資 産 の 部 合 計	86,527
資 産 の 部 合 計	1,927,216	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,927,216

中間連結損益計算書 〔 平成20年4月1日から
平成20年9月30日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		23,644
資金運用収益	17,573	
(うち貸出金利息)	(13,533)	
(うち有価証券利息配当金)	(3,658)	
信託報酬	2	
役務取引等収益	3,565	
特定取引収益	378	
その他業務収益	669	
その他経常収益	1,454	
経常費用		22,598
資金調達費用	2,739	
(うち預金利息)	(2,324)	
役務取引等費用	1,444	
その他業務費用	246	
営業経費	12,181	
その他経常費用	5,986	
経常利益		1,045
特別利益		2
特別損失		38
税金等調整前中間純利益		1,010
法人税、住民税及び事業税		199
法人税等調整額		84
少数株主利益		7
中間純利益		887

【連結注記表】

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 3社

佐銀ビジネスサービス株式会社

佐銀コンピュータサービス株式会社

佐銀信用保証株式会社

(2) 非連結の子会社及び子法人等

佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第一号

佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第二号

さがベンチャー育成第一号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません

(2) 持分法適用の関連法人等 2社

佐銀リース株式会社

株式会社佐銀ベンチャーキャピタル

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第一号

佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第二号

さがベンチャー育成第一号投資事業有限責任組合

(4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 3社

会計処理基準に関する事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 減価償却の方法

(1) 有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～60年
その他	2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、法人税法の定める耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

連結される子会社及び子法人等の自社利用のソフトウェアについては、各々定める利用可能期間（主として3年）に基づいて償却しております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。

銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

6.賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

7.退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

8.役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

9.睡眠預金払戻引当金の計上基準

睡眠預金払戻引当金は、利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻見積額を計上しております。

10.外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

11.リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

12.重要なヘッジ会計の方法

(1)金利リスクヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施していただきました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は9百万円(税効果額控除前)であります。

連結される子会社及び子法人等においては、ヘッジ会計を行っておりません。

(2)為替変動リスクヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在す

ることを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

連結される子会社及び子法人等においては、ヘッジ会計を行っておりません。

13.消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。なお、これによる中間連結貸借対照表への影響はありません。また、中間連結損益計算書への影響は軽微であります。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

- 1.関係会社の株式及び出資額総額(連結子会社及び連結子法人等の株式を除く) 1,334百万円
- 2.貸出金及びその他資産のうち、破綻先債権額は5,890百万円、延滞債権額は31,400百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
その他資産のうち、貸出金に準じるものとして、求償債権を上記の対象としており、その債権額は1,438百万円であります。
- 3.貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 4.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は11,314百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 5.破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は48,604百万円です。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 6.手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、17,804百万円です。

7.担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 5,089 百万円

担保資産に対応する債務

預金 5,173 百万円

コールマネー - 百万円

上記のほか、為替決済、信託業務等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 114,866 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 1,631 百万円であります。

8.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、413,323 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が 407,110 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9.土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める地価公示法に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 9,638 百万円

10.有形固定資産の減価償却累計額 22,705 百万円

11.借入金には、他の債務より先債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 20,500 百万円が含まれております。

12.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 2,956 百万円あります。

13.1株当たりの純資産額 492 円 85 銭

14.銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準） 10.56%

（中間連結損益計算書関係）

1.「その他経常費用」には、貸出金償却 10 百万円、貸倒引当金繰入額 4,194 百万円及び株式等償却 1,435 百万円を含んでおります。

2.1株当たり中間純利益金額 5 円 19 銭

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成 20 年 9 月 30 日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
社債	1,082	1,091	9

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの (平成 20 年 9 月 30 日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	29,083	45,654	16,571
債券	448,413	442,711	5,701
国債	168,313	161,891	6,422
地方債	175,632	175,928	296
社債	104,466	104,891	424
その他	4,506	3,693	812
合計	482,003	492,060	10,056

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理 (以下「減損処理」という) しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1,051 百万円 (うち、株式 955 百万円、投資信託 95 百万円) であります。

また、時価のある有価証券について、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりであります。

- (1) 中間連結会計期間末日の時価が取得原価の 50% 以上下落した銘柄
- (2) 中間連結会計期間末日の時価が取得原価の 30% 以上 50% 未満下落し、かつ下記ア、イ、ウのいずれかに該当する銘柄
 - ア 時価が過去 2 年間にわたり、常に簿価の 70% 以下である場合
 - イ 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合
 - ウ 株式の発行会社が 2 期連続で損失を計上し、翌期も損失を計上すると予想される場合

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額 (平成 20 年 9 月 30 日現在)

内 容	金 額 (百万円)
満期保有目的の債券	
非上場事業債	3,780
その他有価証券	
短期社債	14,997
非上場新株予約権付社債	840
非上場株式	1,819
非上場外国株式	6
企業再生ファンド出資金	15

(金銭の信託関係)

1.満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

2.その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)

該当ありません。